



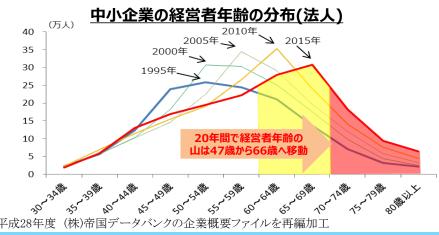
事業承継の集中支援について

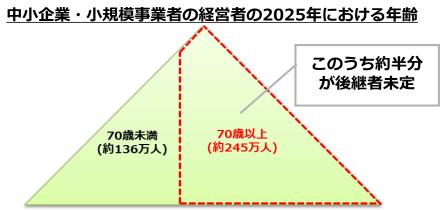
2019年 7月 中小企業庁 財務課

中小企業の事業承継は喫緊の課題

- 2025年までに、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の 127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定。
- 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年までの累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性※。特に地方において、事業承継問題は深刻。

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人:6,065万円、個人:526万円)。



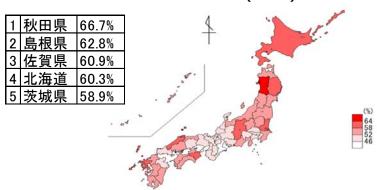


平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

事業承継問題の解決なくして、地方経済の再生・持続的発展なし

特に地方において経営者の高齢化は深刻

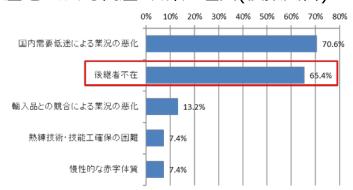
60歳以上の経営者割合(法人)



(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工 ※3カ年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展

産地における倒産・廃業の理由(複数回答)



(出典)日本総研株式会社委託調査

※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。

事業承継支援策の全体像

- 後継者が決まっている事業者には**税制措置等による支援**を、決まっていない事業者には**気付きの機** 会の提供、マッチング支援等により後継者探しを支援。加えて、事業承継後のチャレンジも支援。
- こうした切れ目のない事業承継支援策を、**今後10年で集中して実施**することとしている。

気付きの機会の提供

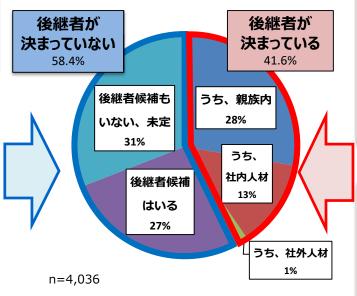
✓ 事業者の身近にいる金融機関、士業等専門家が経営者に働きかけ、プッシュ型事業承継診断を徹底実施(年5万者)し、専門家を派遣する費用等を支援

マッチングの支援

- ✓ 年間1千~2千件のマッチングが実現できる よう、専門家の増員等、「事業引継ぎ支援 センター」の体制を強化
- ✓ 事業引継ぎ支援データベースを、平成31年 度から抜本拡充
- ✓ 中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例措置を創設(平成31年度税制改正)
- ✓ 第三者承継を後押しするため、M&Aに係る登録免許税、不動産取得税を減免(平成30年度税制改正)

事業承継支援策の全体像

中小企業の後継者選定状況



2016年東京商工リサーチへの委託事業(再編・加工)

法人の事業承継税制の拡充

- ✓ 平成30年度税制改正において、法人の事業承継税制の以下の要件を、10年限定で抜本拡充
 - ①対象株式等の上限の撤廃
 - ②対象者の拡大
 - ③雇用要件の抜本的見直し
 - ④売却・廃業時の減免制度の創設

個人版事業承継税制の創設

✓ 平成31年度税制改正において、 10年間限定の措置として、個人事業者の事業承継を促進するため、 土地、建物、機械・器具備品等の 承継に係る相続税・贈与税の 100%納税猶予制度を創設

事業承継後のチャレンジ支援

事業承継補助金

✓ 事業承継やM&Aを通じた事業引継ぎを契機として、経営革新や事業転換に取り組む中小企業の設備投資等を支援する

全国事業承継推進会議 結果概要

- 事業承継に係る**支援機関の連携強化や事業者の意識醸成**を図るため、**東京でのキックオフイベント**に加え、**全 国 9 ブロックで「全国事業承継推進会議」**を開催した。
- 各会議では、**商工団体青年部代表が事業承継に向けた決意表明**を行い、**約30の支援機関・協力団体の全** 国組織が協力して事業承継をサポートすることにコミットした。

10月29日 キックオフイベント@東京

- ●延べ3,000名が参加し、キックオフイベントを開催。
- ●安倍総理より「全国で事業承継を進める。個人事業主の事業承継 を支援すべく予算・税制を総動員する」とのメッセージ。
- 磯﨑経済産業副大臣より、今後、事業承継に向けた意識醸成や 支援機関の連携を地方会議等を通じで実践してくことを約束。
- 事業者・支援機関の関心の高いトピックスのセミナー等を通じて事業者、支援機関への取組の動機付け、進め方を広く伝授。

安倍内閣総理大臣 ビデオメッセージ



磯﨑経済産業副大臣 ご挨拶



小説家 真山 仁氏 による基調講演



<参加者の声>

- 団体のコミットメントは、地域における連携を促すきっかけになる。
- 意固地にならずに、一度後継者の話をちゃんと耳を傾けてみようと 思った。
- 事業者、支援機関・協力団体の代表による事業承継に向けたコンセンサスは図れたが、これを踏まえて地方会議などを通じ、より具体的な支援や取組が実践されることを期待。

地方会議(全国9ブロック)

- ◆ 士業関係者、商工団体、金融機関等の支援機関及び経営者、後継者など200~500名程度の出席の下で開催。
- 支援機関の具体的な連携強化や事業者のアクションを促進し、地域に おける事業承継の一層の加速・進展を後押しした。

開催地域	日程	出席者		
北海道(札幌)	3/1(金)	滝波政務官、阿部副知事(計221名)		
東北(秋田)	3/15(金)	関副大臣、佐竹知事(計201名)		
関東 (新潟)	5/29(水)	関副大臣、花角知事(計476名)		
中部(津)	3/5(火)	関副大臣、鈴木知事(計317名)		
\ت\ذ	(和歌山)3/17(日)	世耕大臣、仁坂知事(計462名)		
<u>近畿</u>	(福井) 5/13(月)	滝波政務官、山田副知事(計392名)		
中国(広島)	2/6(水)	石川政務官、湯崎知事(計274名)		
四国(高松)	2/22(金)	磯﨑副大臣、西原副知事(計312名)		
九州(熊本)	2/18(月)	滝波政務官、小野副知事(計390名)		
沖縄(那覇)	3/1(金)	磯﨑副大臣、富川副知事(計305名)		

事業承継に関する各種支援施策

事業承継ネットワークの概要

- 早期・計画的な事業承継の準備に対する**経営者の「気付き」**を促すため、**都道府県単位**で、商工会・商工会議所、 金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築する事業を平成29年度から開始。
- 「プッシュ型」の「事業承継診断」により、経営者の事業承継に係る悩み、課題、ニーズを掘り起こし、適切な**支援機** 関に取り次ぐとともに、必要に応じて地域の専門家による支援も実施。

構成メンバーと支援スキーム

直接支援を行う。

事業引継ぎ支援センター 都道府県、市区町村 M&A案件をフォローして支援 地域の事業承継支援策の立案・とりまとめ 中小機構地域本部 事業承継ネットワーク事務局 診断の方法等、 支援機関への研修等を実施 ネットワーク会議の開催等、連携体のとりまとめ、 専門家育成や専門家リストの作成、 信用保証協会 専門家派遣の実施 連携して金融支援 事業責任者:承継Co 経済産業局·財務局 施策情報の提供等 よろず支援拠点・ 再生支援協議会等 連携して再生支援 ③具体的な支援の実施 ①事業承継診断実施の指示・スキルアップ 中小企業 取次ぎ ②事業承継診断 金融機関、商工会・商工会議所、中央会、顧問先を有する士業専門家等

※この金融機関等が、事業承継診断を行った中小企業に対して、必要に応じて

具体的事例

静岡県:地域一体となった支援の仕組み作り

- ・静岡県では、平成29年度から精力的に事業承継診断を実施。
- ・加えて、ケースワークを通じた、現場での事業承継支援スキルを習得 する研修会を開催し、構成機関のスキルアップを図った。
- ・更に、事業承継診断後の支援のために、事業承継の**専門家リスト** を作成し支援体制を構築した。
- ・平成30年度は、県内全ての企業が相談できるよう、県内全ての 商工会、商工会議所で定期的に相談会を実施。 ■ ■ ■ ■ ■
- ・今後は引き続き相談会を実施するほか、具体的に事業承継が進むよう専門家派遣等の具体的支援により県内の事業承継問題に対応する。



愛知県:トライアル支援による地域独自の支援体制の構築

- ・愛知県では、平成29年度**「事業承継診断マニュアル」の作成、** 「事業承継診断説明会」を経て、事業承継診断を開始。
- ・事業承継診断後、企業のニーズに応じて事業承継計画の策定などを 行う**トライアル支援を実施。**
- ・「トライアルコーディネーター」総括の下、士業団体から推薦された専門家 及び顧問税理士、商工会経営指導員などの支援機関職員がチームを 組み、企業の事業承継課題に対する支援を実施。
- ・平成29年度はトライアル支援を5社実施したが、そのノウハウを活かし、 平成30年度は80社実施することとし、更なるニーズに沿った支援を 展開している。

事業承継ネットワークの実施状況

- 平成30年度は、独自で取り組む3都府県を含め、47都道府県に拡大(平成29年度は19県)して実施。
- 157,981件の事業承継診断を実施した。(独自で取り組む3都府県を除く。)

地域事務局	参画	診断件数
地	機関数	計
北海道中小企業総合支援センター	321	3,822
21あおもり産業総合支援センター	27	864
盛岡商工会議所	26	880
みやぎ産業振興機構	109	1,526
秋田県商工会連合会	46	1,179
山形県企業振興公社	54	1,972
福島県中小企業団体中央会	142	4,135
水戸商工会議所	34	7,117
宇都宮商工会議所	123	3,156
群馬県産業支援機構	120	9,315
さいたま商工会議所	26	12,581
千葉県商工会議所連合会	108	3,543
神奈川産業振興センター	117	8,986
にいがた産業創造機構	61	1,185
富山県新世紀産業機構	72	1,436
石川産業創出支援機構	81	1,483
ふくい産業支援センター	66	5,485
長野県中小企業振興センター	136	1,855
岐阜県商工会連合会	89	4,900
静岡県産業振興財団 静岡商工会議所	90	6,231
あいち産業振興機構	148	6,122
三重県産業支援センター	28	2,862
大津商工会議所	45	2,764
大阪産業振興機構	126	17,960
ひょうご産業活性化センター	84	8,200
奈良県地域産業振興センター	74	1,037
和歌山商工会議所	58	4,135
鳥取県産業振興機構	20	479
松江商工会議所	97	887
岡山県産業振興財団	91	1,434

地域事務局	参画 機関数	診断件数 計
広島商工会議所	126	3,102
やまぐち産業振興財団	60	1,362
徳島商工会議所	53	995
かがわ産業支援財団	36	892
えひめ産業振興財団	38	2,177
高知商工会議所	30	1,428
福岡商工会議所	169	3,530
佐賀商工会議所	73	4,045
長崎商工会議所	139	745
熊本商工会議所	33	991
大分県商工会連合会	35	6,495
宮崎商工会議所	48	2,547
かごしま産業支援センター	30	1,208
那覇商工会議所	21	933
事務局 計	3,510	157,981

※山形県は平成30年10月から参画

国の予算を活用しない都府県

	診断件数
東京都	1,923
山梨県	1,151
京都府	286
合計	3,360

※京都府は平成30年度4月~1月末実績



平成30年度採択事業の実施地域

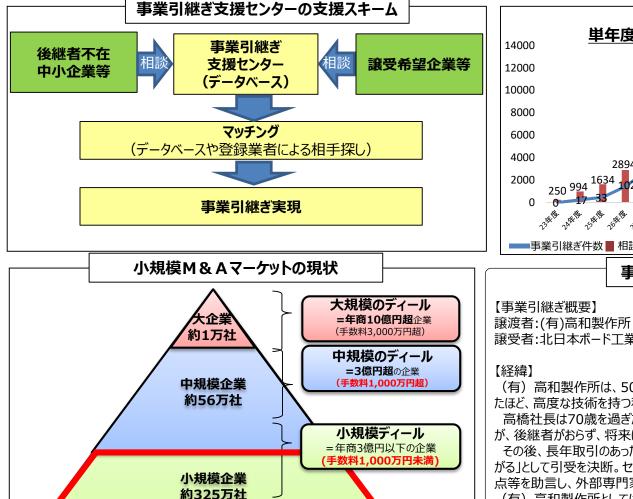
国の事業には応募しないが県の独自事業 として同様の事業を実施している地域 6

(参考) 平成31年度事業承継ネットワーク事務局(プッシュ型事業承継支援高度化事業)連絡先

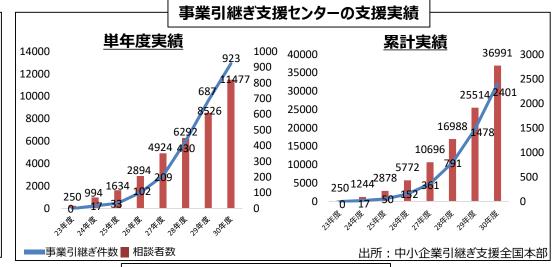
都道府県	地域事務局	電話番号	都道府県	地域事務局	電話番号	都道府県	地域事務局	電話番号
北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001	青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4076	岩手県	盛岡商工会議所	019-624-5880
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	022-222-1310	秋田県	秋田県商工会連合会	018-863-8493	山形県	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0664
福島県	(公財)福島県産業振興センター	024-525-4094	茨城県	水戸商工会議所	029-224-3315	栃木県	宇都宮商工会議所	028-637-3131
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5012	埼玉県	さいたま商工会議所	048-838-7700	千葉県	千葉商工会議所	043-445-8205
神奈川県	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5107	新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0038	富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244	福井県	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7422	山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5028	岐阜県	岐阜県商工会連合会	058-274-9723	静岡県	(公財)静岡県産業振興財団 静岡商工会議所	054-254-4511 054-253-5113
愛知県	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3070	三重県	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3171	滋賀県	大津商工会議所	077-511-1500
京都府	(公財)京都産業21	075-315-8897	大阪府	(公財)大阪産業局	06-6947-2666	兵庫県	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9113
奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312	和歌山県	和歌山商工会議所	073-422-1111	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
島根県	松江商工会議所	0852-23-1616	岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9626	広島県	広島商工会議所	082-222-6691
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700	徳島県	徳島商工会議所	088-653-3211	香川県	(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0391
愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100	高知県	高知商工会議所	088-875-1170	福岡県	福岡商工会議所	092-441-1146
佐賀県	佐賀商工会議所	0952-24-5155	長崎県	長崎商工会議所	095-822-0111	熊本県	熊本商工会議所	096-354-6688
大分県	大分県商工会連合会	097–534–9507	宮崎県	宮崎商工会議所	0985-22-2161	鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1273
沖縄県	那覇商工会議所	098-868-3758						

事業引継ぎ支援センターの概要

- 後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う**「事業引継ぎ支援セン** ター |を全国47都道府県に設置している。
- 平成23年の発足以来、年々実績を上げており、相談件数は36,000件を突破し、2,400件以上の事業引継ぎを実現した。



事業引継ぎ支援センターで対応すべき領域



【事業引継ぎ概要】

売上高 70百万円

譲受者:北日本ボード工業㈱ 売上高 非公表

事業引継ぎ支援センターの支援事例

従業員 7人 従業員 非公表

従業員を指導する高橋社長

(有) 高和製作所は、50年以上の業歴を有する椅子張り企業。同社は国連本部の椅子も手掛け たほど、高度な技術を持つ秋田の名工。

高橋社長は70歳を過ぎたころから、自身の技能や高度な技能を持つ人材を承継したいと考えていた が、後継者がおらず、将来に不安を抱えていたことからセンターに相談。

その後、長年取引のあった北日本ボード工業㈱に事業譲渡を打診、同社は、「事業の多角化につな がる」として引受を決断。センターは社長の意向・悩みを聞きながら、第三者へ事業承継する際の留意 点等を助言し、外部専門家とともに円滑な承継への手続きを進めた。

(有) 高和製作所としては、優れた技術と従業員の雇用が維持でき、北日本ボード工業㈱としては、 内製化により新商品の開発の可能性が広がった好事例である。

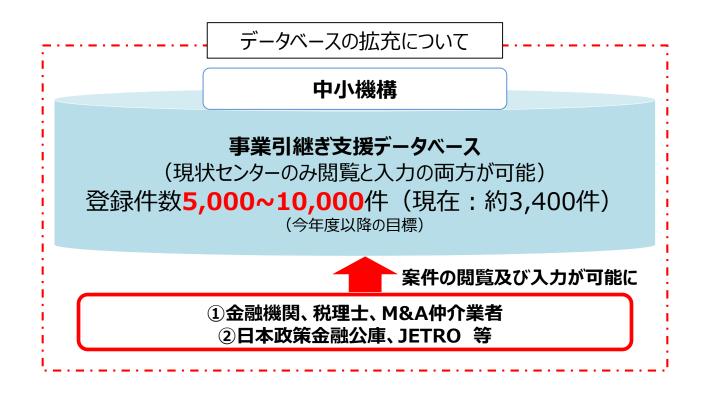
高橋社長は、匠の技を次世代に伝承していくため、引き続き若手の育成に取り組んでいる。

各都道府県の事業引継ぎ支援センター 連絡先一覧

口品是仍然少!	伊未引祉で又抜じノダー 建裕元	見			
事業引継ぎ支援センター	住所	電話番号	事業引継ぎ支援センター	住所	電話番号
北海道事業引継ぎ支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター5F	011-222-3111	福井県事業引継ぎ支援センター	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3F	0776-33-8279
青森県事業引継ぎ支援センター	青森市新町2-4-1青森県共同ビル7階	017-723-1040	滋賀県事業引継ぎ支援センター	大津市打出浜2番1号コラボしが21 9階	077-511-1503
岩手県事業引継ぎ支援センター	盛岡市清水町14-17 中圭ビル	019-601-5079	京都府事業引継ぎ支援センター	京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階	075-353-7120
宮城県事業引継ぎ支援センター	仙台市青葉区二日町12番30号 日本生命勾当台西ビ ル8階	022-722-3884	大阪府事業引継ぎ支援センター	大阪市中央区本町橋2-8大阪商工会議所5階	06-6944-6257
秋田県事業引継ぎ支援センター	秋田市山王二丁目1番40号 田口ビル4階	018-883-3551	兵庫県事業引継ぎ支援センター	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興セン ター6階	078-367-6650
山形県事業引継ぎ支援センター	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13 F	023-647-0663	奈良県事業引継ぎ支援センター	奈良市登大路町36番地の2(奈良商工会議所1F奈 良県中小企業再生支援協議会内)	0742-22-0175
福島県事業引継ぎ支援センター	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館403号	024-954-4163	和歌山県事業引継ぎ支援セン ター	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所5F	073-499-5221
茨城県事業引継ぎ支援センター	水戸市桜川2-1-6 アイランドビル 3 F 301号	029-284-1601	鳥取県事業引継ぎ支援センター	鳥取市本町2丁目123番地 大樹生命鳥取ビル4階 ビジネスサポートオフィスとっとり内	0857-20-0072
栃木県事業引継ぎ支援センター	宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館7階	028-612-4338	島根県事業引継ぎ支援センター	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F	0852-33-7501
群馬県事業引継ぎ支援センター	前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内	027-265-5040	岡山県事業引継ぎ支援センター	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9708
埼玉県事業引継ぎ支援センター	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館4F	048-711-6326	広島県事業引継ぎ支援センター	広島市中区基町 5 – 4 4 広島商工会議所ビル7階	082-555-9993
千葉県事業引継ぎ支援センター	千葉市中央区中央 2 丁目 5 - 1 千葉中央ツインビル2号 館11階	043-305-5272	山口県事業引継ぎ支援センター	山口市熊野町1-10 NPYビル8階	083-902-6977
東京都事業引継ぎ支援センター	千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル6階	03-3283-7555	徳島県事業引継ぎ支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館1階	088-679-1400
東京都多摩地域事業引継ぎ支援セン ター	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12階	042-595-9510	香川県事業引継ぎ支援センター	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館1階	087-802-3033
神奈川県事業引継ぎ支援センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル12 階	045-633-5061	高知県事業引継ぎ支援センター	高知市本町4丁目1番32号 こうち勤労センター5階	088-802-6002
新潟県事業引継ぎ支援センター	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10F	025-246-0080	愛媛県事業引継ぎ支援センター	松山市大手町1丁目11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル 2F	089-948-8511
山梨県事業引継ぎ支援センター	甲府市大津町2192-8アイメッセ山梨3F	055-243-1830	福岡県事業引継ぎ支援センター	福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル 8階	092-441-6922
長野県事業引継ぎ支援センター	長野市中御所岡田131-10長野県中小企業会館3階	026-219-3825	佐賀県事業引継ぎ支援センター	佐賀市白山2-1-18高島ビル2F	0952-20-0345
静岡県事業引継ぎ支援センター	静岡市葵区黒金町20番地の8	054-275-1881	長崎県事業引継ぎ支援センター	長崎市興善町 4 - 5 カクヨウ B L D 3 F	095-895-7080
愛知県事業引継ぎ支援センター	名古屋市中区栄2-10-19-6F	052-228-7117	熊本県事業引継ぎ支援センター	熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所5階	096-311-5030
岐阜県事業引継ぎ支援センター	岐阜市神田町2-2	058-214-2940	大分県事業引継ぎ支援センター	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 5 階	097-585-5010
三重県事業引継ぎ支援センター	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5F	059-253-3154	宮崎県事業引継ぎ支援センター	宮崎市錦町1番10号KITENビル7階	0985-72-5151
富山県事業引継ぎ支援センター	富山市高田527 情報ビル4F(富山県新世紀産業機構内)	076-444-5625	鹿児島県事業引継ぎ支援セン ター	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル13F	099-225-9534
石川県事業引継ぎ支援センター	金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興セン ター新館	076-256-1031	沖縄県事業引継ぎ支援センター	沖縄県那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所 1階	098-941-1690

中小企業のM&Aに関する全国大のデータベースの構築

- 第三者による事業承継を促進するため、事業引継ぎ支援センターでは相談案件をデータベース化し、各センター間における広域マッチングに取り組んでいる。
- ◆ 令和元年度からデータベースを抜本拡充し、事業引継ぎ支援センターのみならず、①金融機関、税理士、 M&A仲介業者等の民間事業者や、②事業者情報を持つ政府系機関(政策金融公庫、ジェトロ等)も参画。海外含め全国大の良質なデータベースを構築する。
- ▶ 上記拡充の進捗を踏まえ、将来的な民間のプラットフォーマーとの連携も併せて検討する。



- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、2018年4月1日から2023年3月31 日までに特例承継計画を提出し、2018年1月1日から2027年12月31日までに実際に承継を行う者 を対象とし、抜本的に拡充。
- ◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ~事業承継に係る負担を最小化~

改正前

- ○納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があ り、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継 時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- ○税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一 **人の後継者**へ贈与·相続される場合のみ。



改正後

- ○対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、 納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負 担ゼロに。
- ○親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者** (最大3人) への承継も対象に。中小企業経営の実状に 合わせた、多様な事業承継を支援。
- ◆ 税制適用後のリスクを軽減 ~将来不安を軽減し税制を利用しやすく~

改正前

- ○税制の適用後、**5年間で平均8割**以上の雇用を維持 できなければ猶予打切り。人手不足の中、雇用要 件は中小企業にとって大きな負担。
- ○後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変 化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価** を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税 負担が生じうる。



改正後

- ○5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、 猶予を継続可能**に(経営悪化等が理由の場合、認定支 援機関の指導助言が必要)。
- ○売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継 時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経 営環境の変化による将来の不安を軽減。
- ※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

法人向け事業承継税制の抜本拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「法人向け事業承継税制」を、平成30年度税制改正で抜本的に拡充。
- 拡充前は、11年間(平成20年度~30年度)で2,500件の利用だったが、拡充後は、昨年4月から今年5月までの15ヶ月間で、既に3,718件の申請がなされている。

〇法人向け事業承継税制の申請件数

拡充前は、11年間(平成20年度~30年度)で2,500件の利用だったが、 拡充後は、昨年4月から今年6月までの15ヶ月間で、既に3,718件の申請がなされている。



個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設。

改正概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

- ○土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- ○機械・器具備品

(例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等

- ○車両·運搬具
- ○生物(乳牛等、果樹等)
- ○無形償却資産(特許権等) 等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

2019年1月1日~2028年12月31日の間に 行われる相続・贈与が対象

- 注1:制度を活用するためには、 ①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
 - ②2019年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2:既存の事業用小規模宅地特例との選択制

(参考) 小規模宅地等の課税価格の計算の特例 (相続税)

● 一定の宅地等を相続した場合には、その宅地等について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、相続税の課税価格から一定の割合を減額する制度。

概要

【適用期間:期限の定めなし】

宅均	也等	減額される割合	適用対象限度面積	
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	特定事業用 (貸付事業以外)	80%	4 0 0 m	
	特定同族会社事業用	80%	4 0 0 m	
	貸付事業用	5 0 %	2 0 0 m²	
特定原	居住用	80%	3 3 0 m²	

①「居住用宅地」を相続で取得した場合

②「事業用宅地」を相続で取得した場合



・居住用(上限330㎡まで)→80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住等



・事業用(上限400㎡まで)→80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続等

①居住用宅地②事業用宅地、は併用可能 → 最大730㎡まで適用可能

※平成31年度より取得した事業用宅地については、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等は対象外。 ただし、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。

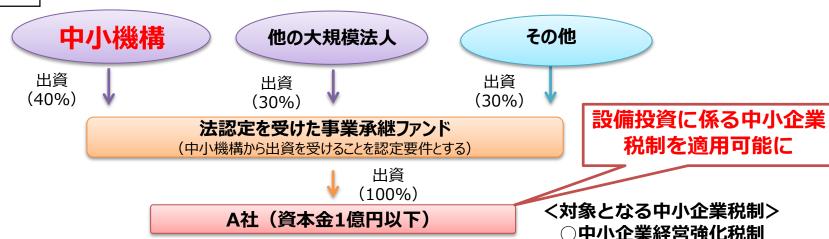
中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例

新設(平成31年度)

(法人税、法人住民税、事業税)

- 将来的なM&Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を 促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向。
- 他方、事業承継ファンドを通じた**中小機構による出資割合が一定以上となる場合**、出資を受け た中小企業は「大企業」とみなされ、設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約 があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づ く認定を受けた**事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合**には、**中小機構出資 分を大企業保有分と評価しない**こととする措置を講ずる。

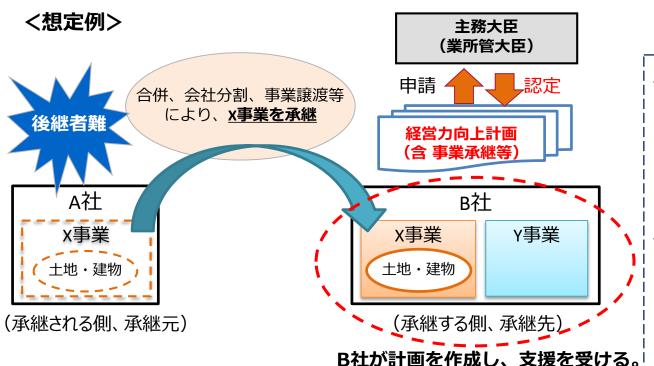
改正概要 【適用期限:各租特の適用期限に進ずる】



- ※資本金1億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。
 - ①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有
 - ②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有
- ※従前は、中小機構も大規模法人に該当することから、上記の事例も②に該当し、 A社は設備投資に係る中小企業税制を適用できなかった。

- <対象となる中小企業税制>
 - ○中小企業経営強化税制
 - ○中小企業投資促進稅制
 - ○商業・サービス業活性化税制
 - ○被災代替資産等の特別償却
 - ○中小企業防災・減災投資促進税制 【新設】

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aによって、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。このため、平成30年に中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 具体的には、①事業を承継するために合併・会社分割・事業譲渡を行って不動産の権利移転が 生じる場合に登録免許税・不動産取得税が軽減されるほか、②許認可承継の特例(※)等の支援措置が利用可能。(※)業法上の規定にかかわらず、承継対象事業に係る許認可の承継を可能とする特例
- なお、これらの支援措置を受ける場合、業所管大臣から、中小企業等経営強化法に基づく経営 力向上計画の認定を受ける必要がある。



<承継する側の企業(B社)が 利用できる支援措置>

①登録免許税・不動産取得税の軽減

例:会社分割の場合

<登録免許税>

2.0% (通常) ⇒0.4% (特例)

<不動産取得税>

不動産価格の1/6に相当する額を 課税標準から控除

②許認可承継の特例

<対象業種>

- 旅館業建設業
- · 火薬類製造業、火薬類販売業
- · 一般旅客自動車運送事業
- ・一般貨物自動車運送事業
- ・一般ガス導管事業

事業承継補助金

事業承継・M&Aをきっかけに

新しいチャレンジを行う事業者を応援します!!

1

様々な事業承継のタイプに適応

Ⅰ型 経営者交代タイプ

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します

<先代経営者>





<後継者>

対象となる取組

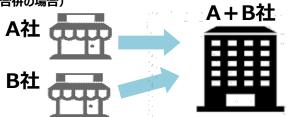
親族内承継外部人材招聘など

例)精密プラスチック工場を経営していた先代が、同業他社で役員を務めていた息子に社長の座を承継。 息子は、先代が発展させてきた会社をさらに成長させるため、新製品の開発による新市場開拓を図る。

Ⅱ型 M&Aタイプ

事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します

(例:合併の場合)



対象となる取組

合併 会社分割 事業譲渡 株式交換・株式移転 株式譲渡など

例)同じ印刷業を営みながらも異なる強みを持つ二社が合併を決断。お互いの強みを活かして本業の効率化を目指すとともに、新たなサービス提供を開始し、市場の縮小の中で新規顧客獲得を図る。

2

事業所や既存事業の廃止等を伴う場合、補助額を上乗せ!

新しい取組に加えて事業所や既存事業の廃止等を伴う場合は、補助額の上乗せを行います。

- ・創業160年の複数店舗を持つ鮮魚店
- ・競合店の増加で業績低迷
- ・店舗改装費がネックで承継できず

後継者による取組

- ・国の補助金を活用して店舗改装と一部の店舗の閉鎖と統合を行う。
- ・魚の仕入ルートを活かし、鮮魚を提供する創作料理店へ業態変更

補助上限最大

500万円に

(①経営者交代タイプの場合)







先代の経営資源と補助制度、 自身のアイデアを活かして、 近所でも評判の料理店に ⇒最大200万円補助 店舗の閉鎖・統合の費用を上乗せ ⇒最大300万円補助

3

補助率・補助上限は以下のとおりです。

タイプ	補助率	補助上限額	上乗せ額	合計
①経営者交代タイプ	2/3以内 **1	200万円	+300万円	500万円
少柱呂有文代ダイノ	1/2以内	150万円	+225 万円	375 万円
②М&А タイ プ	2/3以内※2	600万円	+600万円	1200万円
	1/2以内	450万円	+450 万円	900万円

- ※1 小規模事業者の場合
- ※2 採択上位の場合